

「第 27 回製造業部会 全国支部長会議」が開催される



平成 21 年 4 月 10 日(金)、KKR ホテル東京(東京都千代田区)において、全国 10 支部から新旧支部長会社担当者が参加して第 27 回全国支部長会議が開催された。

平成 20 年度の支部活動は、景品規約の普及啓発を目的とした遵守体制強化月間や東京・大阪での研修会の開催、並びに小売業表示規約の変更に伴う全国各地での研修会開催の協力、また、行政や消費者団体等との接点強化に取り組んだ。

支部長会議は、例年、事業年度の節目にあたるこの時期に開催されるが、主な目的は現支部長にとってはこれまで 1 年間の成果が示される場であり、新支部長にとっては、これから 1 年間の支部活動推進上の諸事項の確認や様々な課題について本部との共有化を図る場でもある。

会議は出席者の紹介に続き、山木専務理事から、本年 1 月より新規約としてスタートした小売業表示規約、また、昨今関心が高まっているエコ・環境をテーマとした広告表示のあり方について、「規約の趣旨を理解し、認識に基づいた活動をするためには、国(業界)も組織(公取協)もそれぞれを構成する個人の自律が原点である」旨の挨拶があった。

引き続き、事務局より「家電公取協の事業概要および支部長の役割と実践」等についての説明、そして専門委員会関連については、以下のとおり報告や提案がなされた。

専門委員会の報告、提案事項等

●小売規約関連委員会

- ・小売業支部 運営マニュアルについて
- ・小売業支部独自の 3 条調査について
- ・小売業表示規約研修会結果について
- ・小売業部会の動きについて(店頭キャンペーン、全国 3 条調査報告)

●景品委員会

- ・景品規約遵守実態調査(第 31 回結果報告および第 32 回のお願い)
- ・被疑事案措置状況について
- ・支部での「不明瞭表示事案」に対する対応について
- ・景品事例集による研修

議事終了後、来賓としてご出席の公正取引委員会 取引部 消費者取引課長 笠原 宏様より、①不当表示案件は一昨年 56 件、昨年 52 件と件数が非常に多い。②消費者は価値や品質に敏感であり、限られた収入の中から選択と集中で支出をする傾向にある。適正な表示が非常に重要である。③TV 局の取材時、「ある地域では『焼き鳥』を注文すると豚肉が出てくるが、これを知らない旅行者が『偽装』と言い立ててきた」ケースが話題になった。以前ならば「地域性によって色々呼び名が違うから」と笑い話で済まされるのに、すぐ「偽装」と受け止めてしまう考え方は、昨今の様々な分野での不当表示・安全問題等の影響がマスコミや消費者に根強く残っていることが背景にあると言える。④消費者庁関連法案は今国会で成立する見通し。消費者庁が設立されれば景品表示法などが移管されるため、実務面でも継ぎ目なくしっかりと対応していきたい、とのご挨拶を頂いた。



公正取引委員会
笠原課長



経済産業省
武田課長補佐



小売業部会
北原運営委員長

また、経済産業省 情報通信機器課 課長補佐 武田英孝様より、何よりも家電製品の健全で公正な取引を確保していくためには、本日出席の各支部長皆様の双肩にかかっているとの激励を頂いた。続いて、家電流通に関連した施策として①過去最大規模の緊急経済対策には環境関連約 1 兆 6000 億円と大きな予算を設定したが、地球温暖化対策・景気対策・地デジ対策を効果的に実施するために、環境省・総務省・経産省/三省が共同歩調をとった「省エネ家電買い替え促進策」を詳しく説明された。②大手量販店とは定期的に意見交換を重ねている。一方、地域販売店に対しては経営力向上・儲かる仕組みを提案させて頂く予定。今後とも業界の健全な発展に貢献する活動を実施する予定、とご挨拶を述べられた。

最後に、小売業部会 運営委員会 委員長 北原國人様より、製造業部会支部長各位に、小売業部会の地区連絡会及び支部活動において日頃からご支援を頂いている、と御礼を述べられた。

また、本年 1 月に施行した小売業表示規約の変更には約 7 年かかったがこれは執念の結実である。これから確実に定着させていかなくてはならない。

そうすることにより、家電の小売業界は規約遵守の意識が他の業界とは違うという評価を頂けるはずである。今後は今まで以上に製造業各支部の皆様との協力を得ながら、変更された小売業表示規約をしっかりと適切に運用していきたい旨のご挨拶を頂き閉会した。

平成 21 年度 製造業部会 支部長会社ご紹介

支 部	会 社 名	役 職	支部長
北海道	日立コンシューマ・マーケティング(株)	北海道支社 支社長	小 原 俊 司
東 北	日立コンシューマ・マーケティング(株)	東北支社 支社長	大 沼 茂
関 東	三菱電機住環境システムズ(株)	取締役 家電営業本部長	日 浦 明 信
東 海	ソニーマーケティング(株)	中部営業本部 本部長	辻 和 利
北 陸	東芝コンシューママーケティング(株)	北陸エリア長	高 間 修 治
近 畿	シャープエレクトロニクスマーケティング(株)	常務取締役 西日本統轄支店長	影 山 雅 史
中 国	三菱電機住環境システムズ(株)	家電本部長	田 村 明 則
四 国	ソニーマーケティング(株)	四国支店 支店長	伊 藤 真 介
九 州	パナソニックコンシューママーケティング(株)	ＬＥ九州社 社長	河 野 明
沖 縄	沖縄東芝(株)	社長	鹿 目 任

●支部の実務担当の方々をご紹介します



●北海道支部

- ①日立コンシューマ・マーケティング(株)
- ②稲岡 義人
- ③ドライブ、音楽鑑賞、ゴルフ、家庭園芸
- ④不撓不屈



●東北支部

- ①日立コンシューマ・マーケティング(株)
- ②上総 有一
- ③スポーツ観戦、ゴルフ
- ④有言実行



●関東支部

- ①三菱電機住環境システムズ(株)
- ②川見 博
- ③ドライブ、音楽鑑賞
- ④継続は力なり



●東海支部

- ①ソニーマーケティング(株)
- ②横井 健
- ③読書、ドライブ
- ④石の上にも三年



●北陸支部

- ①東芝コンシューママーケティング(株)
- ②鈴木 喜晴
- ③釣り
- ④人事を尽くして天命を待つ



●近畿支部

- ①シャープエレクトロニクスマーケティング(株)
- ②富田 哲之
- ③映画鑑賞、ラジコン
- ④学ぶ事



●中国支部

- ①三菱電機住環境システムズ(株)
- ②西浜 清則
- ③魚釣り、ゴルフ
- ④心身健康



●四国支部

- ①ソニーマーケティング(株)
- ②濱田 謙一
- ③趣味＝旅行、ゴルフ
特技＝結婚式の司会
- ④一所懸命



●九州支部

- ①パナソニックコンシューママーケティング(株)
- ②岡部 康則
- ③ゴルフ
- ④人に勝つより、自分に勝て



●沖縄支部

- ①沖縄東芝(株)
- ②根路銘 安良
- ③趣味＝写真、特技＝指笛
- ④努力、融和

- ①会社名
- ②氏名
- ③趣味・特技
- ④座右の銘 等

◎支部長会社の役割を終えて

関東支部：パナソニックコンシューママーケティング(株)
佐久間 貞雄

(社)全国家庭電気製品公正取引協議会の創立 30 周年という記念すべき節目に支部長会社の大役を仰せつかり、その重責を痛感致した次第です。

小生平成 8 年に支部長会社を経験し、今回で 3 回目の任務となりました。

この間、支部の活動も大きく変化してきたように存じます。当時は家庭に入るチラシを全て集めて、景品規約はもとより、小売業表示規約の 6 条調査を法人毎に、毎月の定例会で分析し取組んでいたことを覚えております。景品の提供方法も変化してきたように思います。

この平成 20 年度は小売業表示規約が変更されました。規約については、支部委員の知識の熟知はもとより、会員各社の販促担当者を始め関係者の知識の向上が不可欠と存じます。「関東支部から絶対に違反を出さない」を合言葉に、関東支部として本年度会員各社の販促担当者の「小売業表示規約・景品規約」研修会を開催致す事が出来ました。これから出来る限り多くの人に規約の大切さをお伝えしていくと共に、支部長会社の強い思いを大切に規約遵守推進に努めて参りたいと存じます。

支部長会社の任務期間中、本部の皆様を始め、支部委員、関係団体の皆様のご支援、ご協力に感謝申し上げます。お世話になり有難う御座いました。

北陸支部：ソニーマーケティング(株)
横井 健

渉外担当として着任後 3 ヶ月で支部長会社を務めることになり、右も左もわからない状態で不安や戸惑いを感じる暇もなく職務に突入したという状況のまま 1 年が過ぎようとしています。幸いにも先輩の北陸支部委員の絶大なご協力とご支援をいただき、また事務局の皆様と本部委員の強力なサポートにより、どうかその役割を務めることができたのではないかと存じます。

昨年度は家電公取協においては、24 年ぶりの小売業表示規約の変更が実現し、支部では「景品規約の厳正な運用、行政との連絡調整、小売業部会への協力」を毎月の定例会で協議しながら製造業部会としてコンセンサスをとりながら行なってきました。特に印象深かったのは北陸地区で久しぶりに行われた「正しい表示店頭キャンペーン」への協力で、事前準備から当日の訪店を経て、無事に終了した時にはホッと胸をなでおろした次第です。

マーケットの変化や競合状況は今後はあらゆる局面でますます顕在化し、家電公取協の事業もさらに重要度を増してくることになると思われます。そのような中で昨年度に引続きもう 1 年、ローテーションにより東海支部の支部長会社を務めますので、今一度気持ちを引き締めるところでございます。東海支部委員、また事務局・本部委員には引き続きお世話になりますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

製造業部会の動き

◎「広告表示セミナー」を開催

日 時：平成 21 年 3 月 19 日（水）13：00～15：00
場 所：TKP 虎ノ門ビジネスセンター
講 師：社団法人日本広告審査機構審査部長 林 功様
テ ー マ：「広告倫理と消費者意識」―JARO に寄せられる苦情・ご意見から―
参加人数：44 名

JARO（日本広告審査機構）の組織・活動内容の紹介の後、直近で実際に行われたテレビ他の各種媒体における広告・表示に対する審査及び警告・提言等の処理状況について解説頂いた。JARO に対しては一般消費者や団体から年間 6 千件前後の苦情・意見の受付があり、小売業・通信事業関係が受付件数の上位を占めている。薬事法、景表法、特定商取引法に抵触する内容のものが多く、昨年度は悪質なものと出される警告も 17 件を数えた。

後半では実際に放映されたテレビコマーシャルを映像再生しながら、問題のある箇所を指摘して、消費者の反応や評価・意見などを解説頂いた。様々な事例紹介の中では受講者の多くにとって、意外であったり予想しにくい一般消費者の反応・評価を受けているケースがあり、広告・表示のあり方を考える上で大変参考になった。

◎「独占禁止法セミナー」を開催

日 時：平成 21 年 4 月 2 日（木）15：00～17：00
場 所：（社）全国家電公取協
講 師：名古屋大学大学院法学研究科准教授
公正取引委員会競争政策研究センター主任研究官 林 秀弥様
テ ー マ：「欧州の独占禁止法について」
参加人数：48 名（会員各社法務部門を含め）

今回のセミナーは、「欧米の独占禁止法シリーズ」の第 2 弾として、前回の米国に続き、欧州の独禁法について日本のそれと比較しながら説明が行われた。冒頭、欧州の制裁金の賦課について、米国の罰金制度が高額であるのと同様、欧州においても、「ウソ、悪質加算点」が加味され、その企業の総売上額の最高 10% を限度とし、巨額となることが説明された。（日本の場合は、対象商品の 10%）

また制裁金納付命令等に係る除斥期間（時効）については 5 年であり、今後日本も 5 年（現在は 3 年）となる模様である。前回同様、最後に、質疑応答も行われ、有意義なセミナーとなった。

◎「第 53 回製造業部会理事会」を開催

平成 21 年 4 月 15 日（水）、家電公取協において製造業部会理事会が開催された。

- 議案は、①平成 20 年度事業報告（案）及び平成 20 年度収支見込（案）について
②平成 21 年度事業計画（案）及び平成 21 年度収支予算（案）について
③消費者懇談会等について

等の審議が行われ承認された。また小売業部会の動き等が併せて報告された。

理事会終了後、関西学院大学 経済学部教授であり、家電公取協理事の土井教之様より、「競争力と競争 ―革新と標準の役割―」と題して講話を頂いた。

小売業部会の動き

◎本部規約指導委員会を開催

平成 21 年 4 月 15 日（水）家電公取協において本部規約指導委員会が開催され、調査事業や店頭キャンペーンの見直し等について審議が行われた。

このうち、調査事業については、従来の小売業表示規約第 3 条のチェックに加え、第 4 条や第 5 条の中から、チラシで一義的にチェックできる項目についてもテーマ候補とし、毎年度テーマを決定して実施することとした。また、店頭キャンペーンについては、表示の実態に沿ってチェック項目の見直しを行った。

このほか、違反被疑事案の報告・周知の内容についての検討や新規約施行に伴う普及ツールの作成・配布についての報告が行われた。

◎運営委員会を開催

平成 21 年 4 月 16 日（木）家電公取協において小売業部会運営委員会が開催され、平成 20 年度の事業報告（案）及び収支見通し（案）、平成 21 年度の事業計画（案）及び収支計画（案）についてそれぞれ審議を行い、基本的に了承された。

また、小売業表示規約及び小売業部会会員に係る景品規約の違反被疑事案の措置結果の報告・周知について、本部規約指導委員会に報告する項目、小売業部会会員への説明項目及び家電公取協ホームページに掲載する項目等について了承された。

このほか、本部規約指導委員会経過報告や 2 月から 3 月にかけて実施された小売業表示規約研修会についても結果報告が行われた。

行政の動き

◎公正取引委員会人事異動情報（平成21年4月1日付け発令）

	氏 名	前 官 職
公正取引委員会委員に就任	濱 田 道 代	名古屋大学大学院法学研究科教授
審査局犯則審査部長	松 尾 勝	近畿中国四国事務所長
近畿中国四国事務所長	原 敏 弘	中部事務所長
中部事務所長	五十嵐 秀 雄	審査局審査長（第三審査長）
審判官（次席審判官）	大久保 正 道	検事
特別専門官（官房付） 審査局併任	川 崎 幸 雄	検事
経済取引局取引部企業取引課上席下 請取引検査官	山 崎 敏 夫	中部事務所審査統括官
経済取引局取引部消費者取引課上席 景品表示調査官	銭 場 忠 夫	中部事務所総務管理官
経済取引局取引部消費者取引課 規約指導調整官	奥 野 弘 昭	経済取引局取引部取引企画課相談指導室長補佐
特別専門官（審査局付） 審査局併任解除	清 水 雅 晴	特別専門官（官房付） 審査局併任
審査局審査長（第三審査長）	岡 田 哲 也	九州事務所長
審査局審査長（第四審査長）のもと の上席審査専門官（昇任）	遠 藤 光	審査局犯則審査部特別審査長（第一特別審査長）のもと の審査専門官（特別審査長補佐（総括担当））
北海道事務所長	大 塚 誠 司	経済取引局取引部消費者取引課上席景品表示調査官
中部事務所総務管理官（昇任）	内 野 雅 美	経済取引局取引部消費者取引課長補佐（規約担当）
中部事務所審査統括官	関 尾 順 市	審査局審査長（第四審査長）のもとの上席審査専門官
中部事務所 取引課景品表示調査官	齋 藤 誠 誉	経済取引局取引部企業取引課総括係長
近畿中国四国事務所四国支所 取引課長	細 井 利 洋	経済取引局取引部消費者取引課景品表示監視室 景品表示調査官
九州事務所長	山 下 孝	北海道事務所長
辞職	細 田 孝 一	審査局犯則審査部長
審判官（次席審判官）を免する	原 啓一郎	審判官（次席審判官）
特別専門官（審査局付）を免する	大 澤 新 一	特別専門官（審査局付）

わたしの意見

当協議会では、登録された消費者モニターの方への定期的なアンケートを実施しています。
その際に寄せられたご意見を「消費者の生の声」として掲載します。

- ①取扱説明書は、難しいイメージがあり、電子レンジやテレビなど日常的に使っているものは見ない事がとても多いと思います。表示事項が義務づけられていて知らないといけな項目もあると思うので、これからはきちんと読みたいと思いました。もし無くしてしまってもホームページから見られる事がわかったので、きちんと活用していこうと思いました。
- 外国製の製品を購入した場合、日本語で書いてあるのでしょうか？ あまり外国製を購入しないのでわかりません。保証書は1年間とかの期限があると思うのですが、購入したお店で（購入日が）記入されていない事が多いのではないのでしょうか。（横浜市 主婦）
- ②最近オープンレンジを購入しました。はじめてインターネットで注文しました。カード払いでも以前よりも安心感もてたので購入にふみきりました。折込チラシを見て店に足を運び、カタログをもらって少しでも安いお店を捜して、というのが以前の買い方でしたが、ネットって本当に便利！ その全てがネットでパッとできてしまいます、商品も2日後には届きビックリです。問い合わせも購入店やメーカーにもHPからメールですぐできます。すごい時代です。
- TVの宣伝CMや折込チラシはわかりにくかったり、細かすぎたり小さすぎたり説明不足だったり誇大表現だったり信用できません。欲しい(正しい)情報だけを家でゆっくりネットで探す、そんなやり方が私には定着してきました。（鳩ヶ谷市 パート）

<編集後記>

浅草では三社祭がはじまり、江戸っ子の熱気あふれる季節になりました。編集担当として今月号が最後となりますが、皆様のご愛読ご協力に感謝を申し上げます。今後もニュースWGの一員として協力をさせていただきますので宜しくお願い致します。（T.K）

社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-9

（虎ノ門TBLビルディング2階）

TEL (03) 3591-6023 FAX (03) 3591-6032

<http://www.eftc.or.jp>

編集・発行人：真柄秀敏